

広島大学ネーミングライツ事業実施要領

2026年4月策定

目次

第1章	ネーミングライツ事業の概要	
1-1.	ネーミングライツ事業の趣旨	3
1-2.	命名権の付与に係る募集方法の種類	3
第2章	対象施設及び基本条件	
2-1.	対象施設等	3
2-2.	命名権料	3
2-3.	契約期間	3
第3章	募集から選考まで	
3-1.	募集方法	4
3-2.	ネーミングライツ事業導入の流れ	4
3-3.	応募資格	5
3-4.	別称等の付与の条件	5
3-5.	選考方法	6
3-6.	審査項目及び審査ポイント	6
3-7.	申込書類	6
第4章	契約・その他費用負担等	
4-1.	契約の締結・更新	7
4-2.	契約の解除及び命名権の取消し	7
4-3.	サイン等の設置にかかる費用負担等	7
4-4.	第三者に対する損害及び知的財産権侵害に関する責任負担	8
第5章	命名権者の特典及びサイン等の設置基準	
5-1.	命名権者の特典	8
5-2.	サイン等の設置基準	8
○	参考情報	11

第1章 ネーミングライツ事業の概要

1-1. ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人広島大学のネーミングライツ事業は、広島大学（以下「本学」という。）が所有する施設等に、事業者等（法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体をいう。以下「事業者等」という。）の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「別称等」という。）を設定する命名権を付与し、その対価として得られる命名権料を活用することにより、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的としています。

本事業の実施にあたっては、施設等の本来の目的や公共性に十分配慮するとともに、社会的信頼性および公平性を損なうことのないよう、適切な運用に努めます。本事業の趣旨にご賛同いただける事業者等の応募を募集しています。

1-2. 命名権の付与に係る募集方法の種類

命名権の付与に係る募集方法の種類には、次の2種類があります。

- ・ 施設等指定型：本学が指定した施設等の命名権者を募集するもの。
- ・ 提案募集型：事業者等から、命名権の付与を希望する施設等及び当該施設等の命名権に係る提案を募集するもの。

第2章 対象施設及び基本条件

2-1. 対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除きます。

2-2. 命名権料

命名権料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

2-3. 契約期間

契約期間は、原則3年以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。

第3章 募集から選考まで

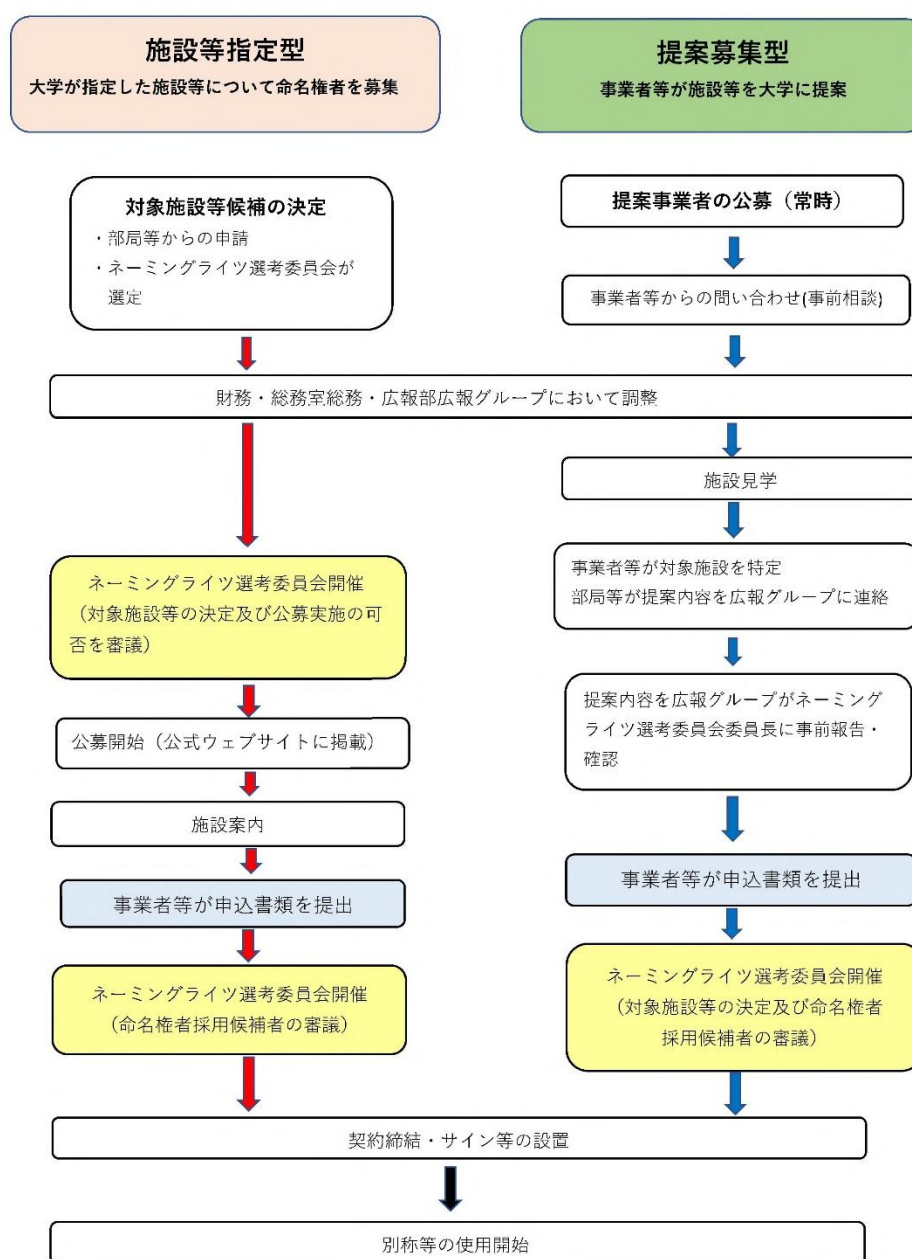
3-1. 募集方法

本学公式ウェブサイトで公募します。

- ・ 施設等指定型：対象施設ごとに募集要項を定めて、募集します。
- ・ 提案募集型：常時掲載している募集要項に基づき、募集します。

3-2. ネーミングライツ事業導入の流れ

ネーミングライツ事業実施（命名権付与に向けた）フロー図



3－3．応募資格

命名権者は本学とネーミングライツ実施契約を希望する事業者等です。ただし、次のいずれかに該当するものは、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 行政処分(当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。)を受けているもの
- ④ 社会問題を起こしているもの
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑥ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑦ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

3－4．別称等の付与の条件

- ① 別称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

- ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・ その他別称等として適当でないと思学が認めるもの
- ③ 別称等は、対象施設等の正式名称とは別に付与されるものであり、正式名称を変更するものではありません。
- ④ 別称等は本学で審議の上、決定します。
- ⑤ 混乱を避けるため、契約期間中の別称等の変更はできません。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

3-5. 選考方法

本学に、広島大学ネーミングライツ選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、応募資格、応募の趣旨、別称等、命名権料、契約期間、経営状況等を総合的に考慮した上で審査し、命名権者採用候補者を決定するものとします。なお、応募者数の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

3-6. 審査項目及び審査ポイント

審査項目及び審査ポイントは、次の表のとおりです。

審査項目		要件, 基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格の確認 ・ 過去の重大な事故及び不誠実な行為の有無 ・ 経営状態
選考基準	別称等（デザインを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・ 別称等は施設等にふさわしいものとなっているかどうか ・ サイン等の設定条件を満たしているか （「5-2.サイン等の目安について」による）
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の趣旨にかなっているか
	命名権料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額であればあるほど高評価とする
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則3年以上5年以下の提案であるか
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する。	

3-7. 申込書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）

- ※ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類を含む
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
 - ③ 定款，寄附行為その他これらに類する書類
 - ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
 - ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - ⑥ 国税，地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ※ 申請時から過去5年間において，行政処分を受けたことがある場合は，その内容及び再発防止策を記載した書類（A4サイズ1枚程度）を申込書類と合わせて提出してください。
- ※ 別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。

第4章 契約・その他費用負担等

4-1. 契約の締結・更新

本学は，命名権者の決定を通知した事業者等とネーミングライツの契約を締結します。なお，命名権者は，当該施設等の契約更新に際して，優先的に交渉をすることができます。ただし，契約期間が通算で10年を超える場合は，改めて公募手続きを行います。

4-2. 契約の解除及び命名権の取消し

命名権者は，命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には，契約の解除を申し出ることができます。この場合，契約解除に伴う原状回復に必要な費用は，命名権者の負担とします。なお，既納の命名権料の返還及び違約金の取扱いについては，広島大学ネーミングライツ事業規則第23条及び第24条の規定に基づき，本学と命名権者が協議の上，決定するものとします。

また，本学は命名権者が以下のいずれかに該当する場合は，命名権の付与を取り消すことができます。

- ① 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。
- ② 広島大学ネーミングライツ事業規則第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- ③ 命名権者から契約解除の申し出があったとき。
- ④ その他大学が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

4-3. サイン等の設置にかかる費用負担等

- ① サイン等の設置，変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む），命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は，命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において，サイン等の設置等が完了していない場合においても，契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌等，公式ウェブサイトへの掲載の費用は，本学が負担します。

4-4. 第三者に対する損害及び知的財産権侵害に関する責任負担

命名権者は，新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は，命名権者が負うこととします。

第5章 命名権者の特典及びサイン等の設置基準

5-1. 命名権者の特典

命名権者には，次の特典があります。なお，特典等の権利を第三者に譲渡，転貸することはできません。

- ① 命名権者は，ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン，インフォメーションボード等を設置できます。なお，サイン等の内容（デザインや大きさ等）等，設置場所及び設置方法については，本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において，命名権者を紹介します。
- ③ 命名権者は，本学の命名権者であることをPRすることができます。
- ④ その他，希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

5-2. サイン等の設置基準

ネーミングライツによるサイン等の設置については，次のように定めます。

① 外壁のサイン等

対象施設等部分の外壁1面の面積に対して，サイン等の合計面積は5%以内とします。なお，対象施設等部分の外壁1面の面積とは，対象として選定した居室等に接する外壁部分の面積をいう。ただし，建具は外壁とみなします。

② 屋内（内壁・柱等）のサイン等

対象施設等の内壁（対象施設を囲む壁面をいい，対象施設内部にある壁や柱などを除

きます。)の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします。

ただし、屋内にのみサイン等を設置する場合、または設置できない施設については、4%以内とします。

- ③ サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と、同サイン等の色の境界までとし、同サイン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。

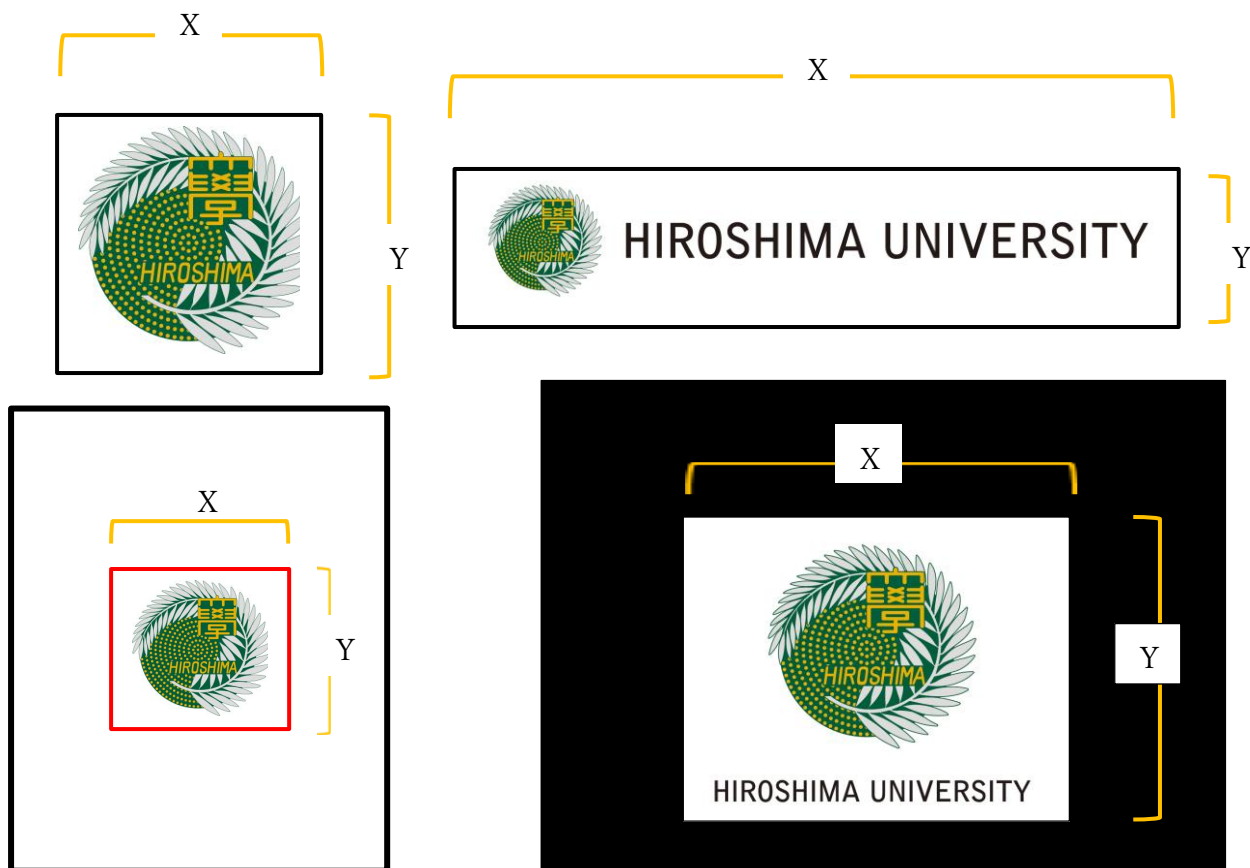
※⑥ サイン等算出例を参照

- ④ 上記①②の計算の根拠は厳密な計算ではなく、合理的な説明によるものも可能とします。

- ⑤ 対象施設等に1カ所インフォメーションボードやモニター等(以下「インフォメーションボード等」という。)の設置を可能とします。インフォメーションボード等の面積は2.16㎡以内(矩形換算した際の長辺は1.8m以内)とし、その面積はサイン等の合計面積に含めません。インフォメーションボード等には、命名権者の会社概要や事業内容等を記載できることとしますが、命名権者の直接的な営業活動(販売等)に係るものは不可とします。

- ⑥ サイン等算出例

- ・ $X \times Y$ の面積をサイン等の面積とする。
- ・ サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と、同サイン等の色の境界までとし、同サイン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。



- ⑦ 屋外施設等へのネーミングライツについて、適切でないと本学が判断した場合には、別途協議の上、サインのサイズ、デザインその他サイン等に係る事項について決定します。
- ⑧ 建物の特定の空間（例：ホール、講義室、エントランス、ピロティ等）の追加制限として、サイン等は、建物全体やほかの空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。
- なお、上記の範囲内であっても、選考委員会において、対象施設等の特性や、学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか等の観点からサイン等について判断することになります。
- また、本実施要領に記載のない事項については、選考委員会において判断します。
- ⑨ 対象施設等に1ヶ所マガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。ただし、命名権者の直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。

○ 参考情報

- ・ ネーミングライツに関する募集について
→ 公募情報等については、以下のサイトをご確認ください。
<https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/contract/namingrights>
- ・ ネーミングライツ契約中の事業者等について
→ 現在契約中の事業者等一覧は、以下のサイトをご確認ください。
<https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/namingrights-keiyaku>